資料２

北海道政策評価条例の施行状況等点検について

１　趣旨

条例附則により「知事は、平成２２年４月１日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされていることから、令和７年度に点検を実施する。

＜参考＞
- Ｈ２２　条例改正　（PDCAサイクルを条例前文に明記、評価体系の再編）
- Ｈ２７　条例改正なし　（「総合計画の推進管理」に政策評価を活用）
- Ｒ２　条例改正なし　（評価調書の簡素化などの見直し）

※令和７年度特定課題評価は、点検の実施をもって代えることとする
（令和７年度においては、特定課題評価の実施に代えて、今後のあり方を検討）

２　点検の進め方

（１）これまでの取組状況の整理等
- 社会経済情勢の変化を整理
- 政策評価の施行状況等を整理
- 施行状況等を点検の上、課題及び今後の取組方向を点検結果として取りまとめ

（２）北海道政策評価委員会から意見聴取

（３）上記（１）（２）の結果を踏まえ、必要に応じて条例の見直しを検討

３　点検と併せた運用等の見直し

- 前回点検後の改善意見やその対応方策などを改めて整理、その結果明らかになった課題を踏まえ、今後の対応を検討
- 特定課題評価のあり方や公共事業事後評価（Ｒ４～６試行）の実施方法等について、課題を整理し対応を検討

４　今後のスケジュール（予定）

令和７年４月～10月　政策評価委員会での審議（３回程度を想定）
その後、上記審議等を踏まえて、点検結果を取りまとめ